

多治見市都市計画審議会 議事録

平成22年9月30日（木）午前9時30分、多治見市役所で開催し、本会議に付した議事は次のとおりである。

議 事

○諮問事項

〈多治見市決定〉

- 第1号議案 用途地域の変更について
- 第2号議案 特別用途地区の変更について（特別工業地区）
- 第3号議案 準防火地域の変更について
- 第4号議案 地区計画の変更について
- 第5号議案 下水道の変更について

本会議の出席者は次のとおりである。

学識経験者	松本 直司 (会長)	市議会議員	嶋内 九一	市民委員	加藤 文恵
〃	志村 稔博	〃	宮嶋 由郎	〃	安部 正一
〃	渡邊 勝利	〃	柴田 雅也	〃	谷口 玲子
〃	田村 美江	〃	春田 富生	〃	水野 隆吾
幹 事	桜井 晴幸	幹 事	細尾 稔		

本会議に参考人として出席した者は次のとおりである。

多治見市 市長 古川 雅典

本会議の書記は次のとおりである。

多治見市役所 開発指導課 萩山 幸夫

多治見市役所 都市政策課 日比野 至

多治見市役所 都市政策課 守屋 努

多治見市役所 都市政策課 水野 元喜

事務局	<p>本日は、お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>定刻より少し早いですけれども、皆様お揃いになりましたので、ただ今より平成22年度第2回多治見市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議の出席の報告でございますけれどもご覧のように全員出席ということでございます。多治見市都市計画審議会条例第6条に規定する出席要件は2分の1以上となっておりますので、本審議会の開催要件を満たしております。それでは、早速でございますが議事の方を会長にお願いし進行していただきたいと思っております。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>議事を始めるにあたりまして市長よりご挨拶を頂きたいと思っております。</p>
市長	<p>皆さんおはようございます。都市計画審議会の委員の皆様には日頃から大変お世話になっております。前回は14の議案のうち9議案については議論をしていただきました。本日は残された5議案についてご審議を頂きます。用途地域の変更から下水道の変更までの5つの案件でございます。この案件についてはすべて多治見市の決定案件となります。本都市計画審議会の中でご議論を頂いて決定になりますと岐阜県に同意申請を行い、12月中には決定告示をするといった形で進んでまいります。それぞれの分野でそれぞれの知見をお持ちの方ばかりでございますので、これから行なわれます5議案については真剣な討論、そしてしっかりとした議論の上で決定をお願いしたいと思います。なお多治見市の駅南の改修はほぼ今年の12月の中旬に完成の形を見ることが出来ます。</p> <p>まず駅南の完成についてはエレベーター、エスカレーター及び駅南広場の完成。舗装については水をしっかり保つような舗装面。あるいは夏の暑さ対策でミストを噴き出す、あるいは TENT をしっかり張るという様なことを行なっています。駅北側については民間の進出状況が非常に良くないというようなことで、この時点で焦って民間誘導をするよりもしっかりと腰を落ち着けようということで虎溪用水の利用、あるいは緑をしっかりと増やすという様なことで、駅南についても駅北についても市民の皆さんあるいは地域委員会の皆さんの意見を聞いてしっかり整備を進めております。</p> <p>それでは都市計画審議会の皆様には大変お世話になりますがよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ただ今、市長より議案のご紹介と挨拶をいただきました。ありがとうございました。また本日の審議は11時30分までを予定しております。今日は議案が多いですので皆さん大変かと思いますがよろしくお願ひいたします。</p> <p>市長より先ほど駅南の話、それから駅北の話をお聞きして順調に進んでいるようでございますので、今は駅前が交錯状態になっていますが12月には終わるということで新しい多治見の顔ができてくるのではないかと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それではこれより審議に入ります。</p> <p>第1号議案「用途地域の変更について」事務局の説明を受けたいと思っております。</p>
事務局	<p>説明の前に誠に申し訳ありませんけれども市長は次の公務のためここで退席させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>(市長退席)</p>

事務局	<p>それでは資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>事前に配布いたしました資料としまして、本日の会議次第。それから第1号議案から第5号議案までの説明の資料でございます。第1号議案の資料の中には公聴会の公述の内容と公述に対する多治見市の考え方が記した書面があると思います。それと虎溪山町道路問題と生活環境を守る会から多治見市長に提出されています公述に対する多治見市の考え方についての意見書も事前に配布していただいていると思います。それと本日配布させていただいた資料としましては第1号議案から第5号議案までの説明の骨子を取りまとめましたパワーポイントの写しでございます。それと用途地域内の建築物の主な用途制限としまして少し大きめのA3版の物があると思います。本日この2点を配布させていただいております。お手元のほうご確認いただけますでしょうか。不足がなければ早速でございますけれども第1号議案について担当の日比野のほうから説明させていただきます。</p>
事務局	<p>改めておはようございます。それでは第1号議案の都市計画用途地域の変更案につきまして説明させていただきます。</p> <p>(第1号議案、説明)</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは第1号議案について、質疑がございましたら手を上げていただいてと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料の確認なのですが、送っていただいた資料の14ページの内容については変更があったのでしょうか。今日貰った資料と違うのですが。</p>
事務局	<p>申し訳ありません。本日お配りしたパワーポイントの資料と違っています。今日お配りしたパワーポイントの区域が正しいものとなります。お手元にお配りしたものは県の協議の段階の資料でございます筆界等の確認をいたしましたところ今回の提案のように変更しておりますのでご容赦のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>他にいかがですか。</p>
会長	<p>それでは私のほうから一つ。虎溪山2丁目の水枯れの問題ですが、市の方の考え方を聞かせていただけますか。意見書の中に用途が変更されると水枯れが懸念されるということについて。</p>
事務局	<p>このことについては確かに水枯れが懸念されます。実際の区画整理事業を絡めて事業を行なう中で、そのことにつきましては以前に地元の方にもご説明させていただいたのですが、対策をとっていただくよう組合へ申し入れていくということだと思います。このあたりがどちらも憶測での話なので、その辺を確実なものにしながら今後事業を進める中で対応をさせていただくことになると思います。今回の用途地域の変更とは少し次元の違う話かなと考えています。</p>

会長	用途変更で厳しくなるところと緩くなるところ両方で平均したような状況になっていると思いますが、基本的には川が流れているということでその辺を是非環境のいい状況にすると水がきれいに流れていい環境になるのではないかと個人的には思います。
委員	今の住吉町の件なのですが、この航空写真で見ますと相当緑がありますし、永保寺に私もよく行きますが、八百津線の下を潜って海山堂の横の辺りを相当の水が流れていくことを確認しております。やはりこれだけの水があるということは相当の保水力があると思います。これは多治見市にとってはある意味宝のような気がするのですが、ビクターズ産業でいろいろな飲食店等誘致するという話がありましたがそれによって水の流れが遮断されるという事を懸念しますし、よく水道管付け替えを行なったことで水みちが変わってしまって木が枯れてしまったという話も聞きますので、そういったことまで検討されているのかお聞きしたいのですが。
事務局	今回は用途を変えてもいづれにしても市街化区域であることについては変わりございません。この市街化区域につきましては計画的にまちづくりを行なうというのが私どもの責務でございますのでそちらが優先されるということになります。これが調整区域ということであれば考えなければならぬのですがこの地域は調整区域にならないというのが過去の経緯から理由がございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。
委員	それは分かるのですが、それではどういうことをすれば保全することができるのかを教えてくださいたいのですが。
事務局	まずは、市街化調整区域にするというのが一つの方法かもしれません。ただし、それだけでは粘土採取ですとか砂利採取というものが可能となってきますので都市計画ではなんともなりません。そうであれば、市が土地を購入するであるとか、あるいは地主が買取り請求できる特別緑地保全地区というものに指定するということではありますが、これも地主さんの意向等から現実的ではないです。
委員	地主さんという話が出ましたがこれは個人的な名前は出せないかもしれませんが少数の地主さんなのかかなり細分化された地主さんなのかを確認したいのですが。
事務局	はい。人数的にはそんなに多くございません。10数件という数だったと記憶しております。
委員	あと確認したいのですが永保寺の土地も多いのですか。
事務局	既に区画整理のほうで公開されていますので面積的な規模だけお知らせしますと約半分が永保寺さんの土地と認識しております。
委員	ちょっとくどい話になってしまいますが、そういうことであると今のビクターズ産業を入れるということで、水みちの調査などを行ないながら進めていくということを行政として指導していくということで良いのでしょうか。

事務局	あくまでも事業ベースの話になりますので、区画整理事業を実際にやる段階で調査をするということになりまして、組合の方では既に水脈調査というのは実施されていると伺っています。
委員	いろいろと課題があると思いますので慎重な調査をお願いいたします。
会長	いずれにしても十分に双方で対応しながら懸念される事項が起きないように事業を進めていくということが必要だと思います。他にいかがでしょうか。
委員	この区画整理は何年ごろに始まったのですか。
事務局	事業認可自体は平成12年でございます。設立の準備委員会等は平成7年当時から私どもに相談があったと記憶しております。
委員	当初そういう目的で申請があったわけですが、多治見市の用途地域の塗り方については大きく塗ってしまうが、進んだ市などでは細かく用途地域が塗られており、低層住宅あるいは中高層住宅が分かれて塗られている。将来のことを考えその地域の特性を踏まえた色塗りをしないとばらばらになってしまう。例えば八百津線沿いについては中高層を容認して奥については低層にするとか、そういうことが何故考えられなかったか。もう少しきめ細やかな色塗りを実施してほしいと考えます。
事務局	前回の8月30日の都市計画審議会でもご説明申し上げましたとおり、やはりまちづくりにメリハリを付けていくということだと思います。特に中心市街地の部分や郊外部のところについて都市計画のマスタープランに示させていただいたとおり、内容に基づいて計画をしていくということでございます。今回の虎溪山につきましては中心市街地に近い利便性の高いところに位置している貴重な市街化区域の未利用地ということでございますので少し土地利用についても緩和するところは緩和するということです。また区画整理で計画的なまちづくりを進めるということにしておりますので、もう少し具体的になりますと、建物について景観上の問題でありますとか高さの問題について制限を設けるような都市計画を用意してございますので、組合の方とも協議しながらそういったものも入れていけたらと思っております。
委員	計画的に行なっていただくのは良いですが、今後用途の変更は可能なのか。見直しは5年ごとにあると思っております。
事務局	おっしゃるとおり都市計画の見直しのサイクルは基本的には5年ということになっておりますので、そのサイクルの中で情勢が変わってくれば見直しをさせていただくということでございますし、特段の問題が出てくれば適宜見直しを行ないますのでよろしくをお願いいたします。
会長	他にございますか。
委員	笠原についてですが、橋の入り口の部分が準工業地域となっているわけですが、工場が増えたということではないのでしょうか。

事務局	<p><パワーポイントの画面で説明></p> <p>県道豊田多治見線と笠原南北線との交差点のところですが、こここのところに川が流れています。ここにはマインというショッピングセンターがありまして、県道沿いには昔から工場や倉庫があります。そしてマインと工場や倉庫の間に細い通路がありまして、双方の敷地には段差があります。この準工にしようとしている地域については現在は近隣商業地域です。この敷地一体を大きく使おうということで指定していたと思いますが現状は工場が立地しており南側に段差もありますので、一体的な土地利用は難しい状況です。またこの入り口のところに工場があります。そここのところは第2種住居地域という指定がしてありまして、建て替えができない状況になっています。今回区画整理事業により協力するのに建て替えができないからどこかに出て行かなくてはならないという状況になっています。周辺のところの状況を見ますと同じような形態をしておりますので隣の準工と一団の土地利用としても特段の環境悪化にはならないだろうと判断しまして、用途の変更を行うものです。</p>
会長	他にいかがでしょうか。
委員	先ほどの虎溪山町の話なのですが、中高層になることで高い建物が建つということになると、多治見市の回答の中で地区計画等の制度を活用してやっていくということですが、この辺のことは具体的に決まっているのでしょうか。
事務局	まだこの辺のことにつきましては組合の方と具体的な話になっていません。組合のほうも当初、低層住宅を建設するといった意思で持って区画整理事業に取り掛かった訳でございますが、区画整理事業でございますので都市計画法でいうように建物の種類を決めてから造成にかかるといった類の開発ではございません。駅の北側を見ていただくと分かりますように区画整理事業というのは元々あった土地の地権者に土地を使いやすくしてお返しするといった事業でございますので今後組合の方とその辺のところの話し合いを十分していかなくてはならないと考えております。組合のみならずその周辺の地権者の方々とも同じような話をしていかなければならないと考えています。
会長	しっかりとした指導をしていただけるということをお願いします。他にございませんか。
委員	意見書を見ましたが、緑を守るというのは、緑が壊されてしまうというそういう思いを普通の市民の方は思われる。こういった用途地域になってくるとわれわれが守りたいところが守れなくなってしまう。そういった簡単な素朴な考えだと思う。その辺のことを行政側としてはしっかり説明して理解してもらわないといけない。ただこういうまちにしますといっても、今まで守ってきた方がなんか緑が壊されてしまう。水が枯れてしまうというというイメージで意見を出されたように思う。しっかりとした説明をお願いしたい。
事務局	私どもの都市計画は昭和43年に新しい都市計画法に基づいて用途規制等を行ってきた訳ですが、その時には線引き制度を入れませんでした。それは何故かというところはまだ産業の活性化などの期待が大きかったため、土地利用に関しては自由度を市民の方は望まれたからです。都市的な土地利用を制限しようとする線引き制度が一番有効です。そういった線引き制度を行なわなかったことで住宅団地も開発してきました。一度出来上がった人口6万人規模の市街地があったところへ郊外から市街地へ多治見駅に向けて車などが集中してきたということで交通渋滞ですとか、今日の様々な問題を抱えることになった訳です。遅まきながら平成8年になってしまったのですが都市的な開発を抑制しようということで平成3年頃から準備をしまして平成8年に線引きをしました。その段階で多治見市は大きく都市的な開発を抑制するところと計画的にま

<p>会長</p>	<p>ちづくりをするところの2点に絞り込みました。計画的なまちづくりをするところには確かに虎溪山は含まれていました。市街化区域に編入したときの一つの目安としましては、今回の笠原地域もそうですが、現行の用途地域をベースにしました。そして人口の密度の低い部分に関しては一つ一つ調査しまして外せるところについては外してきたという経緯があります。この虎溪山につきましては平成6年に区画整理事業の準備がされていたものですから平成8年の当時は計画的にまちづくりを行なうということで市街化区域になりました。事実平成12年に組合の事業認可がされ今日に至っています。大局的には多治見市としてもメリハリのある都市計画をしようということで取り組んでいます。</p> <p>個人的な資産の権利が絡む大変難しい問題ですが、開発が全て駄目という事で考えるとおかしなことになりますので秩序ある開発を行なっていけば、開発を行なうことによって良くなっていくこともありますので。この黄色い部分について今はかなり高い建物が建てられるのですが中高層になることによって用途がかなり規制されますし、一方1種低層から1種中高層になりますと一部店舗ができたり学校が作れるようになります。</p> <p>このままにしている第1種低層住居ですから専用住宅はできるわけですから、区画整理を進めることによって秩序ある開発をしていこうという提案だと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>個人的には川の入ってくる遊歩道みたいなところとか公園の整備をすればかなり良好な環境ができてくるのではないかと思います。他にいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>毎回、都市計画審議会が開かれるたびに交通渋滞と道路の整備について確認させていただくのですが、県道八百津線を下りたところはとても渋滞するところなので県と市の関係で道路も広くなってありがたいと思うのですが、それに伴って八百津線を下りてくるところは変わらないのでしょうか。周りに余裕があるのであれば道路を広げていく見直しはできないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市計画ではこの区域については16mの幅員で計画をしております2車線でございます。歩道は総合庁舎の入り口まではきていますが、それを小名田まで続けるといった計画でございます。車両については今回の区画整理事業地については区画整理の中でやっていただかなくてはいい訳ですが、そうでない部分についてはこの計画に基づいて道路管理者が施工するといったことになります。将来交通量は道路網構想の中で推計していますが、ここににつきましては5千から1万を将来交通量として推計しています。前回の構想の中では8千台から1万台になります。これですと車線数については2車線で大丈夫な交通量でございます。あとは地域の方が何を問題にされているかということこの交通が非常に多いことからなかなか道路に出られないという問題が大きいのかなと思っています。新しい信号がこの区域の中で確保できれば、渋滞あるいは道路に出にくいといった問題は解消できないまでも緩和できるのではないかと考えています。それともう一つ将来交通量はこの先減ってきます。少子化・高齢化により人口が減ってくるためです。</p>
<p>会長</p>	<p>小学校へ通う子どもが増えるということもあって、安全面や歩道の整備などをしっかり考えていただいて安全なまちづくりをお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。</p>

委員	シデコブシの群生があるということで、これは市の宝物ですので是非しっかり研究して、いろんな人の意見を聞いて守っていただけるようお願いいたします。これは多治見市民の誇りですので。
事務局	十分、市民の意見に耳を傾けながら開発者には指導していきたいと思います。 それではよろしいでしょうか。もし他に質疑がないようでしたら第1号議案「用途地域の変更について」承認してよろしいでしょうか。 (異 議 な し の 声)
会長	はい。どうもありがとうございます。それでは第1号議案について承認とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「特別用途地区の変更について」事務局の説明を受けたいと思います。
事務局	それでは第2号議案「特別用途地区の変更について」説明をさせていただきます。 (第2号議案 説 明)
会長	どうもありがとうございました。それでは第2号議案について質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。
委員	旧多治見市と旧笠原町では特別工業地区の制限について全て同じなのでしょう。現状に即して制限をかけるのではないかと思うのですがその辺のところはどうでしょうか。緩和と制限で1種類づつしかないのでしょうか。
事務局	緩和で多治見地区と笠原地区で2つあります。制限も多治見の制限と笠原の制限が違います。それはそれぞれまちで過去の公害上の問題などの経緯があったのと、各町の産業の違いがあるということです。多治見は駅周辺の中に上絵付け工場がありまして、商業地域や第1種住居地域ではこういったものはできなくなってしまうため、地場産業の育成を目的に容認するような形で緩和をしてきています。それで笠原はタイルや食器の製造を保護する目的になっています。
委員	多治見の1種であれば一緒なのですね。ということは旧多治見では規制する方がかなりいろんな地域に分かれているのですがその地区は全て一律で決められているのですね。
事務局	そうです。
委員	それは地区の現状と一致しているのでしょうか。

事務局	これは地区の現状と一致しているかというよりも多治見市一律に制限しようとした考え方に基づいていまして、にかわ工場あるいは風俗店やパチンコ店などを一律に制限するものです。笠原も同じで劇場の様なものを近隣商業地域に集めるために制限をかけています。
委員	制限内容がこの中に書かれていないので聞きたかったのですが。
事務局	早速資料を用意します。
会長	それでは資料を揃えている間休憩を取りたいと思います。 (休 憩)
会長	資料が整ったようですので再開したいと思います。さきほどのご質問に対して市の方から資料を基に説明を頂きたいと思います。
事務局	お手元に資料をお配りいたしました。制限条例の中で別表がございまして第3条関係というのがあると思います。これを見ていただくと多治見の特別工業地区内に建築することができない建築物としてこの様に列記がしてございます。それと笠原都市計画の特別工業地区の中でできないものも列記してございます。こうしたものがそれぞれ特別工業地区を指定したことによって制限されるということです。その中でそれぞれの地域の中でこれだけ制限しておけば、それぞれの特徴を持たせたまちなみを誘導できるということです。それぞれ幅があるということでご理解いただきたいと思います。
会長	将来的には統一されるかこのまま残るかは別としてゆるやかな統合ということですのでご理解いただきたいと思います。他に質疑はございませんか。無いようでしたら2号議案「特別用途地区の変更について」承認してよろしいでしょうか。 (異 議 な し の 声)
会長	どうもありがとうございます。それから第3号議案「準防火地域の変更について」事務局の説明を受けたいと思います。
事務局	それでは続きまして第3号議案「準防火地域の変更について」説明させていただきます。 (第 3 号 議 案、説 明)
会長	どうもありがとうございました。それでは、第3号議案について、質疑ございませんか。

委員	<p>駅北と旧の笠原の役場周辺なのですがこの辺りに準防火がかかっているのは何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>商業地域を指定したとき当時、準防火につきましては防火帯を設ける意味で主要な幹線道路に沿った形で設けるといったかけ方をしております、広く平面的にはかけていませんでしたし、そういうことが許されてきました。笠原も同じです。ところが最近になりまして容積率が300%を超えるような高容積のまちづくりを誘導する場合には必ず防火対策をなさいという県の許可基準に変わってきています。今回も笠原地区につきましては、準防火地域を指定するといった議論がなされていたものですから笠原地区の近隣商業地域全体に準防火地域を指定する事を検討してみたのですが既存不適格が多くなるため非常に市民生活に影響が大きいものですから、今回の新しく用途を変える部分についてだけ準防火に指定するということになりました。本来ですとこの前大正町で火事がありました、あそこなどは準防火・防火の指定がしていませんので本当はああいったところを指定しなければならないのですが、これからの火災対策につきましては私どもの大きな課題と思っています。駅北についても同じで市民の方々の理解を得ながら進めていかなければならないと思っています。</p>
会長	<p>多治見駅の北側の地域については指定の予定はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今のところそういう具体的な計画は持ってございません。これから頭だしをしていかなければならないと思っていますところでは。</p>
委員	<p>防火指定のある本町のオリベストリートは古い場所が多くてそれなりに景観が良い場所なのですが、今後大規模な改修を行なうことになることと確認申請を出さなければならないと思いますが、その時にこの規制に対して特例な何らかの形を考えていかないと損なわれる可能性があります。その辺のことはどのように考えていますか。</p>
事務局	<p>本町オリベストリートについては準防火地域でございまして、厳しい地域になりますがやはり法律は守っていただきたいです。将来的には安全で住みやすい町になりますので。それに今はいろいろな建材がございまして見た目的には木に見えるものとか、網入りのガラスについても代わりにシャッターを使うことでも大丈夫です。</p>
委員	<p>もう1点、あそこの地区の人は皆さん承知して見えると思いますが、例えば格子でも木だからこそ経年したからこそ良いということがあると、いろいろな材料を使ってくださいということではなくてももちろん安全ということが前提ですが市としてもいろいろ慎重に検討しながら考慮していただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>現実的に新しい建物として創造館や派出所交番なども都市景観に配慮した建築をしていただいています。本当の木と比べると少し違和感があるかもしれませんが、配慮していただきたいです。あとはビクターズ産業としての活用として、私どもは景観推進地区という制度がありまして今は1件も指定をしていませんが、そういったものも活用できるなら私どもも景観に対する支援ができると思います。これも今後の研究課題と思います。</p>
会長	<p>燃えない様にするのが基本的なのですが燃えるような状況がある場所については防火設備を設置するなど今後研究していくということでご</p>

<p>会長</p>	<p>ざいますのでよろしいでしょうか。それではこの3号議案について他に質問はございますでしょうか。</p> <p>それでは他にないようですので第3号議案「準防火の変更について」承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは第3号議案について承認したいと思います。続きまして第4号議案「地区計画の変更について」事務局の説明を受けたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第4号議案「地区計画の変更について」について説明させていただきます。</p> <p>(第4号議案、説明)</p>
<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございました。3つの地区ですが都市計画の用途地域が変わることや多治見市に合併したことによる変更ですがどうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>内容については良いと思いますがA地区とC地区の違いについて制限が変えてあることについて何か意味があるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>A地区は壁面後退を大きくとってあります。これは何故かと言うと外構工事を当時住宅都市整備公団、現在のUR都市機構が整備した訳ですが外構までくりつけて販売したことにより植樹等のスペースを十分取るといった設計をしていただきました。C地区につきましては壁面後退が1mとなっています。この時になりますと住宅都市整備公団と地区計画の協議を行なう段階でそれだけ余裕の持った敷地の設定ができなくなりました。これは経済情勢が悪化したことによります。ですから壁面後退を1.5mで入れるということはなかなか協議が成立しなかったという経緯がございましてやむなく1mとしたということです。</p>
<p>会長</p>	<p>ある程度住んでしまうとなかなか制限は地区計画ではできなくなってしまうですね。地区計画は住民同意のもので住民が作り上げていくものですので住民の合意の下で計画されたということですね。他によろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。そうしましたら第4号議案についても承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは第4号議案についても承認とします。続きまして第5号議案「下水道の変更について」事務局の説明を受けたいと思います。</p>

下水道課長	<p>それでは下水道の変更についてご審議を頂きたいと思います。私は下水道課長の中箴と申します。</p> <p>今回下水道の変更について3点皆様にご審議いただきたいと思います。2点については今都市計画が統合されるということで進んでおりますので下水道につきましても笠原の都市計画と多治見都市計画がございますのでこれを期に一つの都市計画にしたいということで2点ございます。最後の1点は最後の都市計画審議会です笠原町と合併をして平和滝呂線という自転車歩行者専用道の計画決定をさせていただいていると思いますけれどもその計画決定に関して笠原下水処理場の区域の変更いわゆる面積の変更をお願いするものでございます。詳細については担当のほうから説明させていただきます。</p>
下水道課	<p>ただ今から多治見都市計画下水道の変更について説明させていただきます。</p> <p>(第5号議案、説明)</p>
会長	<p>それでは第5号議案について、質疑を受けたいと思います。</p>
会長	<p>名称変更はそんなに難しくないですね。その他については面積が多少減りましたか。</p>
下水道課	<p>そうですね。小名田団地の予定地などを抜いておりますので減っております。</p>
水野委員	<p>図面の見方を教えていただきたいです。</p>
下水道課	<p>黒で引いてある線は、元々計画がある線でございます。黄色で引いてある線が変更前の線です。そして赤で引いてある線が今回変更した線でございます。ですので今回の計画区域は黒と赤を辿っていただいた区域が変更区域となります。</p>
会長	<p>他にございませんでしょうか。</p>
会長	<p>それでは質疑が無いようですので第5号議案は承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(質 疑 な し)</p>
会長	<p>それでは第5号議案について承認とします。大体時間通りに終えることができました。皆さんご協力どうもありがとうございます。これで5つの議案すべて終了しましたので事務局の方にお返ししたいと思います。</p>
事務局	<p>会長ありがとうございました。皆さんにつきましてもお忙しい中、熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。最後になりました</p>

事務局	<p>すけども私どもの都市計画部長からご挨拶申し上げますのでよろしくお願いします。</p> <p>本当に長時間にわたりまして熱心なご議論ありがとうございました。この中で第1号議案については私どもも対応についてしっかり行なっていくと考えています。今後につきましては市長から説明がありましたとおり年内には決定告示を行なうということで進めていきますのでよろしくお願いします。来年の1月1日以降につきましてはいろんな面で笠原にとっては大きく変わるということもあろうかと思いますが、その辺につきましてもご協力賜りましてご指導のほどよろしくお願いいたします。本日は本当に長時間にわたりありがとうございました。</p> <p>(11 時 30 分 終了)</p>
-----	--